

議案第 7 号

朝来市保健センター及び朝来市生野保健センター条例の一部を改正する
条例制定について

朝来市保健センター及び朝来市生野保健センター条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市生野保健センターを生野庁舎別館として改修することに伴い、当該施設の廃止及び用語等の整理を行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市保健センター及び朝来市生野保健センター条例の一部を改正する
条例

朝来市保健センター及び朝来市生野保健センター条例（平成17年朝来市条例第156号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

朝来市保健センター条例

第1条中「保健センター」を「朝来市保健センター」に改める。

第2条を次のように改める。

（位置）

第2条 センターの位置は、朝来市和田山町法興寺378番地1とする。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（原状回復の義務）

第8条 センターの利用の許可を受けた者は、センターの利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第9条 故意又は過失によりセンターの施設、附属設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

施設の名称	使用料（1時間当たり）
多目的ホール	300円
健康教育室	200円
栄養指導室	200円
調理実習室	300円

備考

1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。

2 1時間を超えた利用時間に30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 号資料

朝来市保健センター及び朝来市生野保健センター条例新旧対照表

現 行	改 正 案																				
<u>朝来市保健センター及び朝来市生野保健センター条例</u> (設置) 第 1 条 地域住民に密着した保健福祉サービスの総合的拠点とするため、<u>保健センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。 <u>(名称及び位置)</u> 第 2 条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td><u>朝来市生野保健センター</u></td><td><u>朝来市生野町口銀谷747番地 3</u></td></tr><tr><td><u>朝来市保健センター</u></td><td><u>朝来市和田山町法興寺378番地 1</u></td></tr></table> (委任) 第 8 条 (略) 別表（第 6 条関係） <table><tr><th>施設の名 称</th><th>施設区 分</th><th>1 時間 当たり</th><th>付記</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	<u>朝来市生野保健センター</u>	<u>朝来市生野町口銀谷747番地 3</u>	<u>朝来市保健センター</u>	<u>朝来市和田山町法興寺378番地 1</u>	施設の名 称	施設区 分	1 時間 当たり	付記					<u>朝来市保健センター条例</u> (設置) 第 1 条 地域住民に密着した保健福祉サービスの総合的拠点とするため、<u>朝来市保健センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。 <u>(位置)</u> 第 2 条 センターの位置は、朝来市和田山町法興寺378番地 1 とする。 <u>(原状回復の義務)</u> 第 8 条 センターの利用の許可を受けた者は、センターの利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。 <u>(損害賠償の義務)</u> 第 9 条 故意又は過失によりセンターの施設、附属設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。 (委任) 第10条 (略) 別表（第 6 条関係） <table><tr><th>施設の名称</th><th>使用料（1 時間当たり）</th></tr><tr><td><u>多目的ホール</u></td><td>300円</td></tr><tr><td><u>健康教育室</u></td><td>200円</td></tr></table>	施設の名称	使用料（1 時間当たり）	<u>多目的ホール</u>	300円	<u>健康教育室</u>	200円
名称	位置																				
<u>朝来市生野保健センター</u>	<u>朝来市生野町口銀谷747番地 3</u>																				
<u>朝来市保健センター</u>	<u>朝来市和田山町法興寺378番地 1</u>																				
施設の名 称	施設区 分	1 時間 当たり	付記																		
施設の名称	使用料（1 時間当たり）																				
<u>多目的ホール</u>	300円																				
<u>健康教育室</u>	200円																				

		基本使 用料	
朝来市生野 保健センタ 二	多目的ホ ール	300円	利用時間が 1時間に満 たない場合 は、1時間 とみなす。
	健康教育 室	200円	ただし、1 時間を超え た利用時間 に1時間未 満の端数が 生じた場 合、その端 数時間が30 分を超えた ときは1時 間とみな し、端数時 間が30分に 満たないと きは、切り 捨てる。
	調理実習 室	300円	
	健康指導 室	100円	
	相談室	100円	
朝来市保健 センター	多目的ホ ール	300円	
	健康教育 室	200円	
	栄養指導 室	200円	
	調理実習 室	300円	

栄養指導室	200円
調理実習室	300円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 2 1時間を超えた利用時間に30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てる。